

商務部など5部門による 「中華老舗モデル創建管理弁法」発行に関する通知

【発行機関】 流通発展司

【発文字番号】 商流通規発[2023]6号

【公布日】 2023年01月06日

各省、自治区、直轄市及び計画単列市、新疆生産建設兵団商務、文化と観光、市場監督管理、文化財、知識産権局主管部門：

新発展段階に立脚し、新発展理念を完全に、正確に、全面的に貫徹し、老舗の革新発展を促進し、商業貿易流通、消費促進、品質管理、技術革新、ブランド建設、文化伝承などの面での老舗モデルの牽引作用を十分に發揮し、国内の大循環を主体として、国内と海外の双循環相互促進の新発展構造を構築し貢献するため、商務部、文化及び観光部、市場監督管理総局、文物局、知識産権局は共同で「中華老舗モデル創建管理弁法」を制定し、ここに発行する。入念に履行、対応に当たること。

商務部

文化・観光部

市場監督管理総局

文物局

知識産権局

2023年01月06日

中華老舗モデル創建管理弁法

第一章 総則

第一条 新発展段階に立脚し、新発展理念を完全に、正確に、全面的に貫徹し、「中華の優れた伝統文化伝承発展プロジェクトの実施に関する中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁の意見」を貫徹し、「商務部など 8 部門の老舗革新発展の促進に関する意見」を実施し、老舗の革新発展を促進し、商業貿易流通、消費促進、品質管理、技術革新、ブランド建設、文化伝承などの面での老舗モデルの牽引作用を十分に發揮し、国内の大循環を主体とし、国内と海外の双循環相互促進の新発展構造を構築し貢献するため、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう中華老舗とは、古い歴史を持ち、文化の特色が鮮明で、技術が独特で、設計製造が精巧で、製品サービスが良質で、マーケティング・チャンネルが効率的で、社会に広く認められているブランド（屋号、商標など）を指す。

第三条 商務部は、全国中華老舗モデルの創建業務を担当し、文化・観光部、市場監督管理総局、文物局、知識産権局（以下、関連部門という）と共同で本弁法第二条、第六条、第七条の規定に合致し、全国規模で比較的強いモデル牽引性を持つブランドを中華老舗と認定し、その所属企業を中華老舗企業と認定して、中華老舗名簿を作成する。

各省、自治区、直轄市と計画単列市の商務主管部門（以下、省級商務主管部門という）は同級の関連部門と共同で本行政区域内の中華老舗モデル創建関連業務を担当する。

第四条 中華老舗モデル創建は、「自己申告、自主創建、優中選優、動態管理」の原則に従う。

第五条 中華老舗モデルの創建は、企業を主体とし、創建企業はブランドの規範性、企業代表性、業界牽引性を反映し、理念、デザイン、研究開発、プロセス、技術、製造、製品、サービス、経営、マーケティング、管理などの各方面の革新を重視し、時代の変化に対応し、正しい道を歩みながら革新に臨み、経済的価値と文化的価値を明確にしなければならない。

第二章 モデル条件

第六条 中華老舗は以下の基本条件を備えなければならない。

- (一) ブランド創立期間が 50 年（50 年を含む）以上であること
- (二) 中華民族の特色と鮮明な地域文化の特徴を有していること
- (三) 住民生活に向けた経済的価値、文化的価値の高い製品、技術やサービスを提供していること
- (四) 所属業界または分野内において代表的で、牽引性と規範性を有し、社会から広く認められ、称賛されていること

第七条 中華老舗企業は以下の基本条件を備えなければならない。

- (一) 中華人民共和国内に法に基づいて設立されていること
- (二) 法に基づいて中華老舗と一致する屋号、または中華老舗と一致する登録商標の所有権または使用权を有し、かつ他人の登録商標専用権を侵害しておらず、伝承関係が明確で紛争がないこと
- (三) 主力業務が 30 年（30 年を含む）以上継続して運営され、主に住民生活向けに商品やサービスを提供していること
- (四) 経営状況が良好で、強い持続可能な発展能力を持っていること
- (五) 現代の要求に合致する企業管理モデルを有し、デザイン、研究開発、プロセス、技術、製造、製品、サービスと経営理念、マーケティング・チャンネル、管理モデルなどの面で強い革新能力を備えていること
- (六) 所属業界や分野で強い影響力を持っていること
- (七) 経営異常名簿や重大な違法信用喪失名簿に載っていないこと

第三章 申告と認定

第八条 商務部は、関連部門と共同で、原則として 3 年ごとに新しい中華老舗名簿を認定・公表する。

中華老舗の申告と認定に係る業務は、主に商務部中華老舗情報管理システム（URL：<https://zhzh.mofcom.gov.cn>）を通じて行い、具体的なスケジュールについては、商務部が関連部門と共同で通知を発表する。

第九条 本弁法第六条、第七条の規定条件に合致する企業は、規定日以内に商務部中華老舗情報管理システムを通じて申告資料をアップロードしなければならない。具体的には、以下の資料を含む。

- (一) 企業の基本情報、株式所有構造及び最近 5 年間の経営状況
- (二) ブランド創立時期の証明資料
- (三) 老舗登録商標の権利帰属証明書類
- (四) 主力業務の伝承脈絡が明瞭な証明資料
- (五) ブランドの歴史的価値と文化的価値の紹介資料
- (六) 企業が設計研究開発、プロセス技術、製品サービスと経営理念、マーケティング・チャンネル、管理モデルなどの面で革新的に発展していることを紹介する資料

- (七) 企業文化の紹介資料と栄誉獲得に係る証明資料
- (八) 上記の資料に対して法定代表者または責任者が署名をした真実性の承諾書

(九) 商務主管部門と関連部門が提出すべきと判断したその他関連資料
上記の申告資料は、真実であり、有効であり、完全なものでなければならない。関連部門は、当該資料のうち、政府情報システムを通じて取得できるものについては、企業に提供を要求しなくてもよい。

中央企業は、その一級グループ（本社）を通じ、その上級主管部門の同意を得た後に、商務部に申告することができる。

第十条 省級商務主管部門は、同級の関連部門と共同で関係機関と専門家を組織して申告資料の研究論証を行った後、商務部に推薦名簿を提出し、省級老舗と認定されてから 3 年（3 年を含む）以上の企業を優先的に推薦する。

商務部は、各地の中華老舗と省級老舗の数に基づいて、各地の歴史文化、経済発展などの総合的な状況を考慮し、要素法を用いて各ロットごとに各地の推薦可能数の上限を決定する。

省級商務主管部門は、必要に応じて、市級関係部門に本地域における企業の申告資料の信憑性、有効性、整合性について審査を依頼することができる。

推薦名簿は対外的に公示しなければならず、公示期間は15営業日以上である。公示期間が満了しても異議がないか、または異議が成立しない場合は、省級商務主管部門が商務部に推薦意見を提出し、申告資料を提出する。

第十一条 商務部は、関連部門と共同で専門家を組織し、科学的、公平、公正の原則に基づいて、各地で推薦された企業を評価し、全国の推薦総量の80%を超えない割合で認定予定の中華老舗とその所属企業を提出する。

評議に参加する専門家は、必要に応じて関係機関に委託して資料審査、現場調査、ファイル閲覧などの形式で審査することができる。

第十二条 商務部は、商務部のウェブサイト上で認定予定の中華老舗とその所属企業に関する情報を公示する。公示期間は15営業日以上である。いかなる単位または個人も、名簿に対して異なる意見を持っている場合には、商務部に詳細な書面による証拠資料を提供し、異議を申し立てることができる。

異議を受け取った後、商務部は、関連部門と共同で、専門家を組織して異議の状況に対して再調査を行う。大きな論争がある場合、商務部は、聴聞会を開くことができる。

第十三条 公示期間中に異議がないか、または異議が成立しない場合、商務部は、関連部門と共同で中華老舗名簿に登録し、加えて社会に向けて公表する。商務部は、本弁法に基づいて中華老舗標識使用権を授与し、中華老舗扁額を授与する。

第十四条 中華老舗標識は、商務部標章に属し、中華老舗企業は「中華老舗標識と扁額使用規定」（添付資料）に基づき、中華老舗標識と扁額を使用することができる。

第四章 動態管理

第十五条 中華老舗企業の企業名又はその商標に以下の変化が生じた場合、変化が生じた日から30営業日以内に商務部中華老舗情報管理システムを通じて住所地の省級商務主管部門に申請し、変化の生じた理由を詳しく説明しなければならない。

(一) 企業名が変更された場合

(二) 老舗登録商標の使用権を喪失しない前提で、当該登録商標が譲渡された場合

省級商務主管部門は、企業の申請を受けた後、中華老舗の認定条件に従って審査を行い、審査意見を提出して商務部に報告しなければならない。審査の過程において、必要に応じて現場で関連状況を確認したり、あるいは企業に関連資料の追加提供を要求したりすることができ、必要に応じて社会に公示する。

商務部は、省級商務主管部門の審査意見を受け取った後、再審査を行い、必要に応じて関連部門と共同で審査し、商務部中華老舗情報管理システムを通じて再審査をクリアした企業の変更情報を公表する。

第十六条 中華老舗企業は、四半期の初月 10 日までに商務部中華老舗情報管理システムを通じて前期の経営状況を記入して報告し、加えて毎年 1 月 31 日までに前年度の経営状況を記入して報告しなければならない（上場企業は季報年報発表後 5 営業日以内に報告することができる）。

第十七条 商務部は、関連機関を組織して中華老舗の日常モニタリングを実施し、「紅緑灯（信号機）」メカニズムを確立し、本弁法第十八条、第十九条、第二十条に記載された関連状況が発生した中華老舗企業に対して、それぞれ相応の管理措置を取る。商務部は、関連機関を組織して革新発展評価モデルを構築し、原則として毎年中華老舗企業を評価し、評価報告書を発表し、評価結果に基づいてそれぞれ表彰の掲示、事情聴取・注意喚起などの措置を取る。

第十八条 中華老舗企業が以下のいずれかに該当する場合、住所地の省級商務主管部門は 3 ヶ月以内に是正するよう命じ、必要に応じて企業責任者に事情聴取を行うことができる。

(一) 企業情報に変化が生じた後、本弁法第十五条の規定に従って適時に申請を提出していない場合

(二) 本弁法第十六条の規定に従って期日通りに商務部中華老舗情報管理システムに関連情報を記入して報告していない場合

(三) 中華老舗標識、扁額の使用が『中華老舗標識と扁額使用規定』に合致しない場合

(四) 経営問題で関連部門に行政処分を受けたか、または社会的悪影響をもたらした場合

(五) 「文化財保護法」の関連規定に違反し、移動不可文化財に関する生産経営場所の違法な修繕、譲渡、抵当、用途変更などの活動を行い関連部門に行政処分を受けた場合

(六) 関連部門に経営異常名簿に登録された場合

第十九条 中華老舗企業が以下のいずれかに該当する場合、住所地の省級商務主管部門は、商務部にその中華老舗標識及び扁額使用权の一時停止を提案することができる。

(一) 省級商務主管部門に事情聴取され、期日通りに是正しなかったか、または是正措置が不十分であった場合

(二) 関連部門によって重大な違法信用喪失名簿に登録された場合

商務部が確かに必要であると判断した場合、その中華老舗標識と扁額の使用権を一時停止する決定を下し、3ヶ月以内に是正を完了するよう命じなければならない。

中華老舗企業の是正が完了した後、住所地の省級商務主管部門が是正状況を審査し、審査意見を提出して商務部に報告する。商務部は、是正が十分になされたと判断した場合、その中華老舗標識及び扁額使用权の停止を取り消す決定をしなければならない。

第二十条 中華老舗企業が以下のいずれかに該当する場合、住所地の省級商務主管部門は、商務部にそれを中華老舗名簿から削除し、中華老舗標識使用权及び扁額を回収するよう提案することができる。

(一) 企業の破産清算、解散、抹消、営業許可証の取り消し、または3年以上経営活動を実施していない場合

(二) 老舗登録商標の所有権及び使用权を喪失した場合

(三) 消費者の権益をひどく損ない、重大な品質問題または安全に関する事故が発生し、他人の知的財産権を繰り返し侵害し、市場秩序をひどく乱し、またはその他の深刻な違法行為が発生した場合

(四) 中華老舗の模範称号を詐欺やその他の不正な手段でだまし取った場合

(五) 中華老舗標識及び扁額の使用権を一時停止され、期限が到来してもまだ効果的に是正されていない場合

(六) その他の中華老舗と中華老舗企業の基本条件に合致しない場合
商務部が確かに必要であると判断した場合、関連部門に対して中華老舗名簿から削除し、中華老舗の標識使用権と扁額を回収する決定を下す。

第二十一条 商務部は、関連部門と共同で、原則として 3 年ごとに中華老舗の再審査を実施する。再審査において中華老舗の条件に合致していないことが判明した場合、関連部門に対して中華老舗名簿から削除し、中華老舗の標識使用権と扁額を回収する決定を下す。

第二十二条 商務部が中華老舗の標識使用権の一時停止または回収、中華老舗名簿からの削除を決定した場合、商務部中華老舗情報管理システムで通報し、商務部のウェブサイトで社会に向けて公表する。

中華老舗名簿から削除された場合、決定された日から 2 つの申告周期内に中華老舗を再申告してはならない。

第五章 その他

第二十三条 省級の各関連部門は、本行政区域内の老舗の知的財産権、歴史拠点、文化遺産の保護を強化し、老舗の文化伝承、技術改善、改革革新に必要な政策支援を提供し、老舗の宣伝・普及活動を組織し実施する。

第二十四条 中華老舗企業が「中華老舗標識と扁額使用規定」に違反した場合、商務部と省級商務主管部門は、本弁法に基づいて関連措置をとることができる。

中華老舗企業は、本弁法第十九条に違反したことにより中華老舗標識、扁額の使用権を一時停止されている期間において、中華老舗標識を含む関連製品、サービスを取り消し、中華老舗扁額を撤去し、適切に保存しなければならず、中華老舗の名義で宣伝をしてはならない。

いかなる単位または個人も、中華老舗の標識または扁額を不正に使用または濫用し、「商標法」「不正競争防止法」「広告法」などの法律法規に違反した場合、市場監督管理部門は、法律規則に基づいて調査・処分する。

第二十五条 本弁法の実施前に商務部が認定した中華老舗は、本弁法に従って管理し、再申告の必要はないが、本弁法の規定に従って定期的に再審査を行わなければならない。

第二十六条 本弁法は、商務部が解釈の責任を負う。

第二十七条 本弁法は、公布の日から 30 日後に施行される。「商務部の『老舗振興プロジェクト』の実施に関する通知」（商改発〔2006〕171 号）、「商務部の＜『中華老舗』標識使用規定＞の発行に関する通知」（商改発〔2007〕137 号）は同時に廃止される。

添付文書：中華老舗標識と扁額使用規定

添付文書

中華老舗標識と扁額使用規定

第一条 中華老舗の信用を維持し、中華老舗標識と扁額の管理を強化し、中華老舗標識と扁額の使用を規範化するため、「中華老舗モデル創建管理弁法」に基づいて、本規定を制定する。

第二条 中華老舗標識と扁額の使用は、本規定に従わなければならない。

第三条 商務部は、中華老舗標識と扁額の使用に対して統一的な管理と監督を実施する。省級商務主管部門は、職務分掌に従って所轄区域内の中華老舗標識と扁額の使用に対して管理と監督を行う。

第四条 中華老舗標識は、商務部が認定した中華老舗及び中華老舗企業に適用される。中華老舗に認定されていない企業や個人は、中華老舗標識や文字を使用してはならない。

第五条 中華老舗標識は、商務部の所有によるものであり、標準図形と「中華老字号」の中国語と英語の文字で構成され、図形は単独で使用することができ、文字と組み合わせて使用することもできる。標識には標準色 3 色、標準の組み合わせ 4 種類があり、企業が選択できる。最初の「中華老字号」2 色の標識の使用を推奨する。中華老舗標識標準図形、標準フォント、標準色、標準の組み合わせの詳細は別紙参照のこと。

第六条 中華老舗企業は、対応する製品やサービスの包装、装飾、各種資料、広告宣伝及びインターネットなどのメディアにおいて統一的に規定された中華老舗標識を使用することができる。

第七条 中華老舗標識は、中華老舗と一致する製品やサービスにのみ使用でき、その老舗登録商標の使用を承認する商品やサービスを限定し、認定を受けた企業名を明示しなければならず、使用範囲を拡大してはならない。同時に、「商標法」「広告法」などの関連法律法規の要求に合致しなければならない。

第八条 中華老舗標識を使用する際には、規定のデザインに基づいて使用しなければならない、サイズ比率に従って拡大または縮小することができるが、標識の比例関係と色彩値を変更してはならない。

第九条 中華老舗標識は、印刷時、付着媒体の地色は標識の標準色彩値に影響を及ぼしてはならず、他の色と図案を重ねてはならない。

第十条 商務部は、中華老舗の扁額を統一的に制作・授与し、いかなる組織や個人も、許可を得ずに自ら製作、偽造、変造、販売、または不正使用をしてはならない。

第十一条 中華老舗の扁額を複製してはならない。

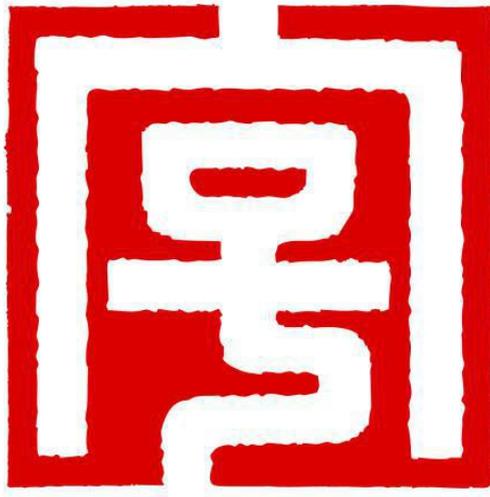
第十二条 中華老舗の扁額は、中華老舗企業の主要な事務所や経営場所に掲げたり据え置いたりしなければならず、扁額は頑丈で安全、清潔で、綺麗な状態を維持する必要がある、いかなる組織や個人も勝手に扁額を横領、汚損、破壊してはならない。移動不可文化財に関わる場合、扁額を掲げたり、据え置いたりする際には文化財を破壊してはならない

第十三条 商務部により中華老舗名簿から削除され、中華老舗の標識使用权と扁額を回収された企業は、商務部が決定を下した日から、中華老舗標識の使用を停止し、自らが使用している中華老舗標識を整理しなければならない。中華老舗の扁額は、所在する省級商務主管部門が回収を担当し、商務部に返納して統一的に抹消し、廃棄する。

第十四条 中華老舗企業の企業名と登録商標者の名義が変更されると、中華老舗標識と扁額の使用権が変更されるが、「中華老舗モデル創建管理弁法」の規定に従って商務部に届出なければならない。

別紙：中華老舖標識標準デザイン

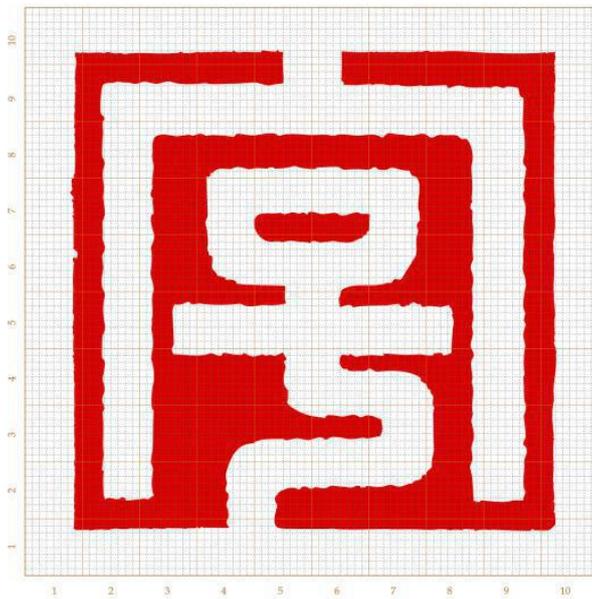
別紙 1：標準図形



8mm



为保证标志在任何场合、环境中使用的适用性、
规范性和方便性，规定彩稿标志、
的最小使用规格为8mm。
在使用中不得小于此最小使用规格。



別紙 2 : 標準フォント

中华老字号
China Time-honored Brand

China
Time-honored
Brand
中华老字号

中华老字号
China Time-honored Brand

別紙 3 : 標準色

PANTONE	PANTONE Black C
CMYK	C0 M0 Y0 K100

PANTONE	PANTONE 874 C
CMYK	C30 M50 Y90 K0

PANTONE	PANTONE 1795 C
CMYK	C0 M100 Y100 K15

別紙 4 : 標準の組合せ



首选标准组合



可选标准组合一



可选标准组合二



可选标准组合三

出所：中華人民共和国商務部ウェブサイト 2023年2月1日
<http://tjz.mofcom.gov.cn/article/ae/202301/20230103381407.shtml>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。